

## 中央最低賃金審議会目安制度のあり方に関する全員協議会報告（案）

平成 23 年 2 月 10 日

中央最低賃金審議会目安制度のあり方に関する全員協議会（以下「全員協議会」という。）は、平成 21 年 2 月 25 日の中央最低賃金審議会において、現行目安制度の見直しについて付託を受け、その後 9 回にわたり、主として①表示方法及びランク区分のあり方、②賃金改定状況調査等参考資料のあり方、③生活保護と最低賃金との乖離解消方法及び④目安審議のあり方の 4 つの課題について、最低賃金を取り巻く状況の変化も考慮に入れつつ、鋭意検討を重ね、下記のとおり全員協議会報告として取りまとめたので報告する。

### 記

#### 1 表示方法及びランク区分のあり方について

##### (1) ランク設定のあり方について

ランク設定のあり方については、ランク制度が採用された昭和 53 年から今日まで 30 年以上の間に、全国的な整合性の確保にどのように寄与してきたのかという観点等からの検証と評価がなされるべきとの意見や、長年労使が真摯な話し合いを基に積み上げてきた経緯を十分に踏まえた上で、ランク制度のメリット・デメリットを十分に洗い出しながら慎重に検討していくべきとの意見がある。

今般の検討では、この点について議論を尽くすまでには至らなかったが、これまでランク制度が果たしてきた役割等を踏まえ、当面は現行のランク制度を維持することが適当である。

なお、次回の日安制度のあり方に関する見直しの際には、今般の検討で議論が尽くされなかった点や「生活保護に係る施策との整合性にも配慮するものとする」規定が新たに加えられた最低賃金法改正法の施行をはじめとする目安制度を取り巻く近年の状況の変化等も踏まえ、ランク設定のあり方について引き続き検討することが必要である。

## (2) 表示方法について

目安の表示方法については、上記(1)のランク設定のあり方及び下記3の生活保護と最低賃金との乖離解消方法と密接な関係を有するが、ランク制度及び当該乖離解消方法を維持する場合には、当面は現行の各ランクごとの引上げ額（利用可能な直近のデータに基づく生活保護水準との乖離額から、当該年度の地域別最低賃金引上げ額を控除してもなお、地域別最低賃金額が生活保護水準を下回っている都道府県については、残された乖離額を計画的に解消するための金額と、各ランクごとの引上げ額とを比較して大きい方の額）による表示を維持することが適当である。

## (3) 新しい総合指数に基づく各都道府県の各ランクへの振り分け

### イ 総合指数の全体的な動向

ランク区分については、これまで平成7年、平成12年及び平成16年に見直しを行ったが、見直しに当たっては、いずれも所得・消費に関する指標（5指標）、給与に関する指標（10指標）及び企業経営に関する指標（5指標）の20の指標の直近5年間の数値の平均値をとった上で、当該平均値について東京を100とした指数を算出して単純平均した総合指数を用いている。

今回の見直しに当たっても、従来の算出方法を基本的に踏襲している。

具体的には、企業経営に関する指標の一つである、一般飲食店の指標について、従来は「商工業実態基本調査」（平成10年を最後に休止）による1就業者当たり年間売上高を利用していたが、都道府県の経済実態をより適切に示すため、「サービス業基本調査」による1就業者当たり年間事業収入額を利用することとし、別紙1のとおり、20の各指標について原則平成17年から21年までの数値の平均値をとった上で、個々の指標の変動が総合指数に与える影響を一定の範囲内に抑えるため、当該平均値について最大値となる都道府県を100とした指数を算出して単純平均し、東京を100とした総合指数を算出する方法に改めることとした。その結果、新しい総合指数は別紙2のとおりとなった。

新しい総合指数は、平成16年の全員協議会報告において示された総合指数と比較すると次のような特徴がある。

(イ) 上記イの算出方法の見直しに伴い、東京都以外の各道府県が最大値となる指標（具体的には、別紙1中の指標③、⑤、⑪及び⑯の4指標）における指数の分散度合が縮小した。これによって、個々の指標の変動が総合指数に与える影響が一定の範囲内に抑えられた。

(ロ) 東京都を100とした場合の各道府県の総合指数は0.5ポイントから5.0ポイント下降し、すべての道府県において、東京都との格差が拡大した。

ロ 新しい総合指数に基づく各都道府県の各ランクへの振り分け

ランク数及び各ランクへの振り分けについては、現行のランクとの継続性に留意する必要があるとともに、目安が法定労働条件としての最低賃金に関わるものであることにかんがみ、その法的な安定性も考慮しつつ検討した結果、次の結論を得た。

(イ) ランク数については、従来と同様4つとすることが適当である。

(ロ) 各都道府県の各ランクへの振り分けに当たっては、平成16年の全員協議会報告を踏まえ、以下の考え方にに基づき、別紙3のとおり、適用される目安のランクを変更することが適当である。

- i 総合指数を順番に並べ、指数の差が比較的大きいところに着目する。
- ii 上記の考え方を十分踏まえ、個々の都道府県のランク間の移動や各ランクごとの都道府県の数の変動を極力抑える。
- iii 加えて、特にB、Cランクについては、各ランクにおける総合指数の分散度合をできる限り小さくすることにも留意する。

なお、この総合指数は、全員協議会においてランク区分の見直しのための基礎データとして用いたものであることは平成12年の全員協議会報告において示されたとおりである。

## 2 賃金改定状況調査等参考資料のあり方について

### (1) 賃金改定状況調査における調査対象事業所の選定について

賃金改定状況調査の調査対象事業所については、賃金の低廉な労働者のほか、一般的な労働者の賃金改定状況を反映するよう少なくとも企業規模100人未満まで対象を拡大すべきであるとの意見や、労働者の就業実態を反映するよう業種の見直しを検討すべきであるとの意見、地域の実態を反映するよう地方小都市の事業所の比率を増やすべきであるとの意見がある。

今般の検討では、この点について議論を尽くすまでには至らなかったが、短期間に調査結果の集計が求められるという賃金改定状況調査の性格も考慮すると、調査対象事業所の選定については、当面は現行の方法を維持することが適当である。

なお、次回を目安制度のあり方に関する見直しの際には、今般の検討で

議論が尽くされなかった点も踏まえ、調査対象事業所の選定について引き続き検討することが必要である。

(2) 賃金改定状況調査結果の表示方法の見直しについて

目安を審議する際の重要な参考資料である賃金改定状況調査結果第4表については、昭和53年以降、ランク別、産業別及び男女別に表示してきたが、就業形態の多様化の進展等を踏まえ、これらの別によるほか、一般労働者・短時間労働者の別についても新たに表示することが適当である。

(3) その他参考資料のあり方について

これまでも中央及び地方最低賃金審議会の審議に当たっては、最低賃金法第9条第1項に規定されている地域別最低賃金の決定に当たって考慮すべきこととされている、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力に係る各種統計資料を収集・整備してきたところであり、今般の検討を踏まえ、中小企業の生産性に係る資料を加えることが適当である。

なお、今回の目安制度のあり方に関する見直しの際には、今般の検討で議論が尽くされなかった点も踏まえ、地域における労働者の生計費及び賃金の水準並びに中小企業の生産性について様々な観点からの検討及び評価を行うための資料など参考資料のあり方について引き続き検討することが必要である。

3 生活保護と最低賃金との乖離解消方法について

生活保護と最低賃金との乖離解消方法については、最低賃金法改正法が施行された平成20年度以降、毎年度の地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解（以下「目安に関する公益委員見解」という。）において示される考え方を参考に、地方最低賃金審議会において定めるものであるが、解消すべき生活保護との乖離額が年々大きく変動するという問題については、平成21年度及び平成22年度の目安に関する公益委員見解において、「別途対応を検討することが適当である。」とされたところである。

この変動の原因の一つである生活保護の住宅扶助の実績値の変動については、被保護単身世帯における住宅事情の変化、即ち、被保護単身世帯総数において、住宅扶助額が相対的に低い持ち家等及び公営住宅等に居住する世帯の割合が低下を続けている一方、住宅扶助額が相対的に高い民営住宅に居住する世帯の割合が増加を続けていることが寄与していると考えられる。

しかしながら、今般の検討では、具体的な乖離解消方法の見直しについて

議論を尽くすまでには至らなかったことから、当面は現行の乖離解消方法を維持するとともに、解消すべき生活保護との乖離額が年々変動しうるという問題については、引き続き対応を検討することが適当である。

#### 4 目安審議のあり方について

##### (1) 近年の目安審議のあり方について

近年の目安の審議は、①法の原則（最低賃金法第9条に定める地域別最低賃金の原則をいう。以下同じ。）、②目安制度（平成16年の全員協議会報告等、全員協議会において合意を得た目安制度のあり方及び賃金改定状況調査等参考資料や、平成20年度以降の目安に関する公益委員見解において示されている生活保護と最低賃金との乖離解消方法等の考え方を総称する。以下同じ。）を基にするとともに、それらの趣旨や経緯を踏まえ、③時々の事情（例えば平成19年度及び平成20年度の成長力底上げ戦略推進円卓会議における賃金の底上げに関する議論、平成22年度の雇用戦略対話における最低賃金の引上げに関する合意（平成22年6月3日雇用戦略対話第4回会合。以下「雇用戦略対話合意」という。）など、時々の目安の審議で中央最低賃金審議会目安に関する小委員会が踏まえた事情を総称する。以下同じ。）を総合的に勘案して行われており、公労使三者の真摯な話し合いを基に、そのあり方が形成されてきたものである。

これに対する意見として、平成22年度の目安の審議においては、雇用戦略対話合意の中には、「2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長」が最低賃金引上げに関する数値目標の前提となっているほか、「中小企業の生産性向上」や「中小企業に対する支援等」等がパッケージとして掲げられているにもかかわらず、これらを十分に踏まえることなく、数値目標の部分である「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1000円を目指すこと」、とりわけ全国最低800円の目標達成が重視された結果、法の原則及び目安制度を必ずしも十分に基にすることなく、例えば賃金改定状況調査結果がマイナスとなる中で、各ランクごとの目安が一律10円となるなど、従来の審議のあり方が揺るがされたのではないかとの意見があった。

一方、雇用戦略対話合意の扱いの検討については、全員協議会における目安制度の見直しの検討とは切り分けて行うべきであること、また、平成22年度の目安の審議においては、従来の改定審議と同様、法の原則及び目安制度と雇用戦略対話合意を含む時々の事情をそれぞれ十分に踏まえた審

議がなされたと認識しているとの意見があった。さらに、そもそも目安の改定審議においては、賃金改定状況調査結果に偏重することなく、一般的な労働者の賃金水準に照らして、あるべき水準を議論することが望まれるとの意見があった。

## (2) 今後の目安審議のあり方についての合意

上記(1)のとおり、平成22年度の目安の審議の評価については、意見の一致に至らなかったが、引き続き目安制度を維持しつつ、今後の目安の審議について、公労使三者が、その真摯な話し合いを通じて、法の原則及び目安制度を基にするとともに、それらの趣旨や経緯を踏まえ、時々の事情を総合的に勘案して行うというあり方の重要性については、改めて確認するとの合意を得るに至った。

## 5. 次期のランク区分の見直しについて

ランク区分については、平成7年の全員協議会報告において今後5年ごとに見直しを行うこととされて以後、これまで平成12年3月及び平成16年12月に見直しを行い、それぞれ、平成12年度及び平成17年度の目安の改定審議において新しいランク区分を用いたところである。

今般の検討では、最低賃金を取り巻く状況の変化により、5年ごとの見直しを行うに至らず、別紙3のランク区分は平成23年度以後の目安の改定審議において用いることとなったが、次回の目安制度のあり方に関する見直しの際には、ランク区分については、平成7年の全員協議会報告に復して5年ごとに見直しを行い、平成28年度以後の目安の審議において新しいランク区分を用いることが適当である。

## ランク区分の見直しの基礎とした諸指標の状況(基本的に平成17~21年平均)

都道府県	①1人当たりの県民所得 (平成15~19年)		②雇用者1人当たりの雇 用者報酬(平成15~19 年)		③都道府県庁所在都市 別2人以上世帯の1か月 当たりの支出 (富山=100)		④都道府県 庁所在都市 別消費者物 価地域差指 数
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	指数
東 京	4,449,388	100.0	6,439,963	100.0	323,234	92.8	100.0
神 奈 川	3,229,167	72.6	5,366,445	83.3	321,257	92.2	99.6
愛 知	3,485,148	78.3	4,975,491	77.3	286,021	82.1	94.5
大 阪	3,003,260	67.5	5,735,811	89.1	271,568	77.9	96.8
千 葉	2,942,408	66.1	4,834,206	75.1	303,866	87.2	92.2
埼 玉	2,935,229	66.0	4,924,413	76.5	347,003	99.6	94.6
静 岡	3,311,403	74.4	4,456,088	69.2	297,670	85.4	94.9
三 重	3,089,974	69.4	4,671,844	72.5	301,215	86.5	91.5
滋 賀	3,195,423	71.8	4,430,555	68.8	308,627	88.6	91.2
栃 木	3,074,913	69.1	4,826,765	75.0	317,635	91.2	92.7
広 島	2,953,202	66.4	4,844,253	75.2	318,062	91.3	92.2
富 山	3,129,304	70.3	4,792,594	74.4	348,507	100.0	91.8
兵 庫	2,778,423	62.4	4,905,585	76.2	270,676	77.6	93.8
京 都	2,894,650	65.1	4,724,479	73.4	274,985	78.9	95.5
茨 城	2,897,898	65.1	4,486,312	69.7	314,018	90.1	91.0
長 野	2,781,468	62.5	4,594,466	71.3	304,724	87.5	91.2
岡 山	2,693,379	60.5	4,497,751	69.8	301,792	86.6	94.4
群 馬	2,850,337	64.1	4,697,266	72.9	289,285	83.0	89.4
山 口	2,892,933	65.0	4,287,510	66.6	318,477	91.4	91.7
山 梨	2,736,694	61.5	4,671,785	72.5	296,124	85.0	92.5
石 川	2,890,442	65.0	4,233,219	65.7	341,867	98.1	94.4
香 川	2,634,512	59.2	4,708,768	73.1	314,546	90.3	89.6
奈 良	2,690,035	60.5	5,345,982	83.0	327,848	94.1	91.1
福 岡	2,673,025	60.1	4,529,433	70.3	308,469	88.5	90.7
宮 城	2,555,833	57.4	4,471,277	69.4	297,685	85.4	89.9
岐 阜	2,790,807	62.7	4,232,685	65.7	305,336	87.7	90.2
新 潟	2,716,114	61.0	4,338,628	67.4	295,213	84.7	92.9
北 海 道	2,506,899	56.3	4,670,694	72.5	288,793	82.8	93.3
福 井	2,806,131	63.1	4,199,996	65.2	307,431	88.2	92.0
和 歌 山	2,607,289	58.6	4,614,456	71.7	248,337	71.2	93.0
徳 島	2,824,854	63.5	4,440,364	69.0	313,249	89.9	90.0
大 分	2,627,809	59.1	4,177,421	64.9	295,425	84.8	90.4
島 根	2,407,783	54.1	4,074,619	63.3	303,827	87.2	92.3
福 島	2,773,121	62.3	4,194,392	65.1	306,275	87.9	91.0
愛 媛	2,470,607	55.5	3,980,738	61.8	277,414	79.6	89.3
鳥 取	2,382,261	53.5	4,078,013	63.3	275,750	79.1	90.4
佐 賀	2,474,255	55.6	4,380,915	68.0	301,507	86.5	89.6
山 形	2,431,995	54.7	3,981,004	61.8	321,279	92.2	93.1
岩 手	2,353,492	52.9	3,905,602	60.6	291,991	83.8	92.2
高 知	2,153,503	48.4	4,577,366	71.1	297,994	85.5	90.0
熊 本	2,302,840	51.8	4,060,352	63.0	283,277	81.3	90.1
鹿 児 島	2,276,155	51.2	3,951,072	61.4	297,641	85.4	91.4
秋 田	2,366,940	53.2	3,618,861	56.2	297,967	85.5	88.5
青 森	2,303,627	51.8	3,970,861	61.7	258,872	74.3	90.8
宮 崎	2,166,346	48.7	3,827,987	59.4	266,905	76.6	87.2
長 崎	2,156,438	48.5	3,874,189	60.2	260,551	74.8	92.8
沖 縄	2,037,375	45.8	3,731,974	58.0	230,091	66.0	87.5

資料出所 ①内閣府「県民経済計算年報」  
 ②内閣府「県民経済計算年報」  
 ③総務省「家計調査年報」  
 ④総務省「消費者物価指数年報」

都道府県	⑤-a都道府県庁 所在都市別標準 生計費(1人世 帯)		⑤-b都道府県庁 所在都市別標準 生計費(4人世 帯)		⑤平均 (埼玉=100)	⑥1人1時間当 たり所定内給与 額(5人以上)		⑦常用労働者1 人1時間当たり 所定内給与額 (5人以上)		⑧常用労働者1人 1時間当たり所定 内給与額(中位 数)(1~29人(製 造業99人))(平成 18~平成22年)	
	原数値	指数	原数値	指数	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	125,632	100.0	264,242	100.0	99.5	2,281	100.0	2,310	100.0	1,374	100.0
神奈川	122,454	97.5	259,828	98.3	97.4	2,009	88.1	2,011	87.1	1,108	80.6
愛知	112,510	89.6	234,676	88.8	88.7	1,868	81.9	1,899	82.2	1,137	82.7
大阪	106,504	84.8	220,284	83.4	83.6	1,950	85.5	1,953	84.5	1,177	85.7
千葉	112,258	89.4	241,658	91.5	90.0	1,843	80.8	1,817	78.6	1,046	76.1
埼玉	126,432	100.6	265,506	100.5	100.0	1,767	77.5	1,754	75.9	1,121	81.6
静岡	107,927	85.9	225,880	85.5	85.2	1,722	75.5	1,751	75.8	1,040	75.6
三重	106,384	84.7	229,604	86.9	85.3	1,727	75.7	1,761	76.2	1,022	74.4
滋賀	116,726	92.9	247,178	93.5	92.7	1,751	76.7	1,769	76.6	1,036	75.4
栃木	110,811	88.2	234,609	88.8	88.0	1,709	74.9	1,716	74.3	1,034	75.2
広島	110,022	87.6	233,286	88.3	87.5	1,666	73.0	1,729	74.8	1,030	75.0
富山	106,069	84.4	229,792	87.0	85.2	1,581	69.3	1,645	71.2	1,090	79.3
兵庫	102,462	81.6	217,602	82.3	81.5	1,798	78.8	1,783	77.2	1,037	75.5
京都	109,130	86.9	232,008	87.8	86.9	1,788	78.4	1,792	77.6	1,093	79.5
茨城	109,716	87.3	233,631	88.4	87.4	1,802	79.0	1,761	76.2	1,042	75.8
長野	108,748	86.6	229,854	87.0	86.3	1,627	71.3	1,665	72.1	1,070	77.8
岡山	104,676	83.3	221,856	84.0	83.2	1,615	70.8	1,708	73.9	1,042	75.8
群馬	100,910	80.3	211,636	80.1	79.8	1,674	73.4	1,683	72.9	1,049	76.3
山口	108,416	86.3	228,797	86.6	86.0	1,578	69.2	1,645	71.2	957	69.7
山梨	115,258	91.7	253,780	96.0	93.3	1,681	73.7	1,663	72.0	1,006	73.2
石川	124,882	99.4	268,176	101.5	99.9	1,585	69.5	1,671	72.4	1,034	75.2
香川	110,227	87.7	236,034	89.3	88.0	1,622	71.1	1,658	71.8	1,059	77.0
奈良	115,698	92.1	247,412	93.6	92.3	1,724	75.6	1,729	74.9	1,039	75.6
福岡	108,384	86.3	227,194	86.0	85.7	1,642	72.0	1,657	71.7	993	72.2
宮城	113,095	90.0	243,715	92.2	90.6	1,675	73.4	1,592	68.9	1,012	73.6
岐阜	120,774	96.1	252,530	95.6	95.3	1,619	71.0	1,617	70.0	1,048	76.3
新潟	101,132	80.5	215,376	81.5	80.6	1,506	66.0	1,574	68.1	1,022	74.4
北海道	104,560	83.2	219,854	83.2	82.7	1,541	67.5	1,573	68.1	997	72.6
福井	103,792	82.6	219,846	83.2	82.4	1,559	68.3	1,632	70.7	1,014	73.8
和歌山	97,157	77.3	204,171	77.3	76.9	1,610	70.6	1,633	70.7	987	71.8
徳島	111,998	89.1	239,326	90.6	89.4	1,583	69.4	1,609	69.7	1,038	75.6
大分	103,654	82.5	221,080	83.7	82.6	1,482	65.0	1,499	64.9	926	67.4
大島	110,293	87.8	234,132	88.6	87.7	1,437	63.0	1,516	65.6	950	69.1
福島	110,608	88.0	236,204	89.4	88.2	1,519	66.6	1,588	68.8	953	69.3
愛媛	102,238	81.4	217,238	82.2	81.4	1,534	67.2	1,555	67.3	977	71.1
鳥取	103,658	82.5	218,484	82.7	82.1	1,425	62.5	1,524	66.0	931	67.7
佐賀	104,320	83.0	217,966	82.5	82.3	1,429	62.7	1,451	62.8	919	66.9
山形	109,854	87.4	231,126	87.5	87.0	1,408	61.7	1,508	65.3	953	69.3
岩手	105,988	84.4	220,634	83.5	83.5	1,389	60.9	1,438	62.3	912	66.4
高知	109,282	87.0	231,188	87.5	86.8	1,491	65.4	1,552	67.2	947	68.9
熊本	102,742	81.8	216,206	81.8	81.4	1,441	63.2	1,475	63.9	891	64.8
鹿児島	107,336	85.4	224,992	85.1	84.8	1,438	63.0	1,485	64.3	894	65.1
秋田	109,639	87.3	233,026	88.2	87.3	1,402	61.5	1,433	62.0	899	65.4
青森	101,626	80.9	212,526	80.4	80.2	1,316	57.7	1,436	62.1	885	64.4
宮崎	96,220	76.6	201,572	76.3	76.0	1,365	59.9	1,436	62.2	891	64.8
長崎	96,360	76.7	200,334	75.8	75.8	1,457	63.9	1,448	62.7	877	63.8
沖縄	86,058	68.5	179,428	67.9	67.8	1,304	57.2	1,397	60.5	841	61.2

資料出所 ⑤人事院「人事院給与勧告資料」  
⑥厚生労働省「賃金構造基本統計調査」  
⑦厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」  
⑧厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」



都道府県	⑨常用労働者1人1時間当たりきまって支給する現金給与額(1~4人)		⑩パートタイム女性労働者の1人1時間当たり所定内給与額(5人以上)		⑪常用労働者1人1時間当たりきまって支給する現金給与における第1・二十分位数(1~4人)(大阪=100)		⑫-a1人1時間当たり所定内給与における第1・二十分位数(5~9人)		⑫-b1人1時間当たり所定内給与における第1・二十分位数(10~29人)		⑬平均
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	指数
東京都	1,498	100.0	1,127	100.0	566	93.6	846	100.0	918	100.0	100.0
神奈川県	1,387	92.6	1,035	91.9	548	90.7	807	95.4	850	92.6	94.0
愛知県	1,335	89.1	982	87.1	528	87.5	805	95.2	808	88.0	91.6
大阪府	1,352	90.3	1,001	88.8	604	100.0	783	92.6	837	91.2	91.9
千葉県	1,297	86.6	1,004	89.1	572	94.6	777	91.8	818	89.1	90.5
埼玉県	1,354	90.4	964	85.5	544	90.0	792	93.7	839	91.4	92.6
静岡県	1,264	84.4	962	85.4	562	93.0	749	88.6	781	85.1	86.9
三重県	1,276	85.2	930	82.5	595	98.5	680	80.4	777	84.7	82.6
滋賀県	1,259	84.0	942	83.6	557	92.1	724	85.6	775	84.4	85.0
栃木県	1,205	80.5	904	80.2	529	87.5	721	85.3	722	78.7	82.0
広島県	1,230	82.1	921	81.7	530	87.6	746	88.2	742	80.8	84.5
富山県	1,238	82.6	947	84.0	566	93.6	728	86.1	767	83.5	84.8
兵庫県	1,222	81.6	980	87.0	530	87.6	734	86.8	782	85.2	86.0
京都府	1,241	82.9	989	87.8	517	85.6	689	81.5	785	85.5	83.5
茨城県	1,236	82.5	939	83.3	531	87.9	730	86.3	743	81.0	83.7
長野県	1,271	84.9	936	83.0	578	95.7	777	91.9	765	83.4	87.7
岡山県	1,234	82.4	919	81.5	542	89.6	725	85.8	708	77.2	81.5
群馬県	1,256	83.8	922	81.8	539	89.1	756	89.4	789	86.0	87.7
山口県	1,216	81.2	882	78.3	546	90.4	689	81.4	715	77.9	79.7
山梨県	1,233	82.3	946	83.9	550	90.9	783	92.6	769	83.8	88.2
石川県	1,200	80.1	930	82.5	558	92.3	713	84.3	748	81.5	82.9
香川県	1,282	85.6	924	82.0	534	88.4	773	91.4	711	77.5	84.5
奈良県	1,213	81.0	945	83.9	525	86.8	682	80.7	740	80.6	80.7
福岡県	1,186	79.2	875	77.7	551	91.1	700	82.7	712	77.6	80.2
宮城県	1,215	81.1	898	79.7	529	87.5	649	76.7	679	73.9	75.3
岐阜県	1,255	83.8	929	82.4	558	92.2	674	79.7	741	80.7	80.2
新潟県	1,236	82.6	909	80.7	569	94.1	693	82.0	731	79.7	80.9
北海道	1,146	76.5	858	76.1	523	86.6	678	80.2	693	75.5	77.9
福島県	1,207	80.6	916	81.3	550	91.0	711	84.1	715	77.9	81.0
和歌山県	1,171	78.2	884	78.4	537	88.8	705	83.3	720	78.5	80.9
徳島県	1,132	75.6	888	78.8	501	83.0	671	79.3	724	78.9	79.1
大分県	1,092	72.9	835	74.1	514	84.9	663	78.4	673	73.4	75.9
大島県	1,174	78.4	873	77.5	583	96.5	696	82.2	708	77.1	79.7
福島県	1,127	75.2	874	77.6	524	86.7	654	77.3	679	74.0	75.7
愛媛県	1,105	73.8	871	77.3	476	78.7	673	79.5	707	77.0	78.3
鳥取県	1,154	77.1	878	77.9	525	86.8	682	80.7	727	79.2	80.0
佐賀県	1,095	73.1	837	74.3	547	90.4	651	76.9	669	72.8	74.9
山形県	1,106	73.8	842	74.7	542	89.7	667	78.8	701	76.4	77.6
岩手県	1,072	71.6	828	73.5	539	89.2	639	75.5	663	72.3	73.9
高知県	1,072	71.6	846	75.1	504	83.4	680	80.4	686	74.7	77.6
熊本県	1,050	70.1	829	73.5	503	83.1	649	76.7	669	72.9	74.8
鹿児島県	1,052	70.3	820	72.8	500	82.8	659	77.9	687	74.8	76.4
秋田県	1,145	76.4	801	71.0	557	92.2	643	76.1	664	72.3	74.2
青森県	1,039	69.4	800	71.0	501	83.0	641	75.8	660	71.9	73.9
宮崎県	1,076	71.9	809	71.8	493	81.6	649	76.8	676	73.7	75.3
長崎県	1,038	69.3	862	76.5	490	81.0	625	73.9	649	70.7	72.3
沖縄県	922	61.6	783	69.5	476	78.7	592	69.9	645	70.2	70.1

資料出所 ⑨厚生労働省「毎月勤労統計調査特別調査」  
 ⑩厚生労働省「賃金構造基本統計調査」  
 ⑪厚生労働省「毎月勤労統計調査特別調査」  
 ⑫厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計結果」  
 ⑬厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

都道府県	⑬常用労働者1人1時間当たり所定内給与における第1・二十分位数(1~29人(製造業99人))(平成18~平成22年)		⑭新規高校卒者の初任給(10人以上)		⑮中小・中堅企業春季賞上げ妥結額(1000人未満)(平成16~平成20年)		⑯1就業者当たり年間製造品出荷額(4人以上)(平成16~20年)(山口=100)		⑰1有業者当たり年間出来高(建設業)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京都	843	100.0	167,020	100.0	301,525	100.0	28,350,151	43.1	13,471,911	100.0
神奈川県	783	93.0	162,180	97.1	275,066	91.2	46,061,488	70.0	8,217,128	61.0
愛知県	749	88.8	162,300	97.2	262,219	87.0	50,966,551	77.4	10,020,139	74.4
大阪府	755	89.6	161,460	96.7	281,994	93.5	32,283,312	49.1	9,025,018	67.0
千葉県	749	88.8	160,500	96.1	272,104	90.2	59,153,386	89.9	8,450,801	62.7
埼玉県	750	89.0	162,480	97.3	259,730	86.1	33,265,499	50.5	7,249,283	53.8
静岡県	727	86.3	159,080	95.2	259,734	86.1	40,788,696	62.0	10,542,060	78.3
三重県	725	86.0	157,280	94.2	252,108	83.6	51,972,707	78.9	10,967,651	81.4
滋賀県	719	85.3	156,900	93.9	256,055	84.9	44,284,936	67.3	12,756,463	94.7
栃木県	713	84.6	154,420	92.5	256,893	85.2	41,483,094	63.0	10,549,893	78.3
広島県	703	83.4	154,640	92.6	255,949	84.9	41,097,131	62.4	7,939,949	58.9
富山県	715	84.9	155,640	93.2	251,268	83.3	29,796,482	45.3	9,450,504	70.1
兵庫県	736	87.3	159,260	95.4	267,962	88.9	39,430,455	59.9	8,971,522	66.6
京都府	729	86.5	160,060	95.8	271,295	90.0	33,861,411	51.4	9,228,847	68.5
茨城県	702	83.3	156,460	93.7	260,402	86.4	41,640,421	63.3	8,198,174	60.9
長野県	728	86.3	157,400	94.2	243,853	80.9	30,055,222	45.7	8,275,879	61.4
岡山県	699	82.9	156,860	93.9	248,218	82.3	51,276,483	77.9	7,198,357	53.4
群馬県	709	84.1	157,960	94.6	258,900	85.9	37,192,132	56.5	9,315,045	69.1
山口県	669	79.3	151,740	90.9	254,623	84.4	65,842,411	100.0	8,856,905	65.7
山梨県	719	85.4	155,560	93.1	257,291	85.3	32,504,373	49.4	10,037,803	74.5
石川県	710	84.2	150,780	90.3	234,011	77.6	26,448,265	40.2	9,188,043	68.2
香川県	711	84.3	154,420	92.5	239,774	79.5	36,182,289	55.0	7,366,914	54.7
奈良県	704	83.5	159,100	95.3	241,315	80.0	32,736,828	49.7	9,567,566	71.0
福岡県	674	80.0	151,720	90.8	248,500	82.4	36,120,941	54.9	7,891,928	58.6
宮城県	667	79.2	148,440	88.9	241,966	80.2	28,596,903	43.5	8,273,582	61.4
岐阜県	709	84.2	158,760	95.1	246,593	81.8	26,513,885	40.3	8,737,780	64.9
新潟県	699	82.9	148,740	89.1	245,920	81.6	24,245,222	36.8	9,641,099	71.6
北海道	664	78.7	146,900	88.0	239,717	79.5	30,053,635	45.7	9,577,197	71.1
福井県	704	83.6	154,280	92.4	232,442	77.1	26,026,214	39.5	10,069,390	74.7
和歌山県	687	81.5	151,700	90.8	246,892	81.9	55,211,286	83.9	9,491,797	70.5
徳島県	678	80.4	149,320	89.4	251,354	83.4	32,991,542	50.1	7,975,423	59.2
大分県	633	75.1	143,440	85.9	239,735	79.5	55,155,362	83.8	8,477,021	62.9
大島県	655	77.7	147,200	88.1	216,753	71.9	24,765,866	37.6	11,615,493	86.2
福島県	649	77.0	145,940	87.4	246,418	81.7	31,445,283	47.8	7,196,351	53.4
愛媛県	653	77.5	151,160	90.5	251,347	83.4	45,583,661	69.3	7,823,015	58.1
鳥取県	677	80.3	143,960	86.2	213,469	70.8	27,932,876	42.4	10,203,377	75.7
佐賀県	642	76.2	143,600	86.0	222,409	73.8	27,916,315	42.4	10,173,049	75.5
山形県	662	78.5	143,020	85.6	230,777	76.5	26,431,143	40.1	7,840,434	58.2
岩手県	637	75.6	141,000	84.4	242,485	80.4	25,016,815	38.0	8,498,133	63.1
高知県	654	77.6	148,180	88.7	234,782	77.9	21,076,080	32.0	8,581,584	63.7
熊本県	635	75.3	145,440	87.1	240,142	79.6	28,136,428	42.7	7,694,465	57.1
鹿児島県	629	74.6	141,380	84.6	232,874	77.2	24,866,021	37.8	8,034,499	59.6
秋田県	638	75.7	136,000	81.4	219,090	72.7	19,921,122	30.3	8,163,683	60.6
青森県	629	74.7	140,460	84.1	245,836	81.5	23,937,875	36.3	8,679,488	64.4
宮崎県	630	74.8	139,960	83.8	231,259	76.7	22,795,378	34.6	8,274,946	61.4
長崎県	625	74.2	141,740	84.9	224,977	74.6	26,853,820	40.8	6,697,325	49.7
沖縄県	620	73.6	132,200	79.2	249,051	82.6	21,936,235	33.3	8,672,572	64.4

資料出所 ⑬厚生労働省「賃金構造基本統計調査」  
 ⑭厚生労働省「中小企業労働情報」  
 ⑮経済産業省「工業統計表」  
 ⑯国土交通省「建設総合統計年度報」、総務省「就業構造基本統計調査」

都道府県	⑩-a1就業者当たり年間販売額(卸売業)(平成16年及び19年)		⑩-b1就業者当たり年間販売額(小売業)(平成16年及び19年)		⑩平均指数	⑪1就業者当たり年間事業収入額(一般飲食店)(平成16年)		⑫1就業者当たり年間事業収入額(サービス業)(平成16年)	
	原数値	指数	原数値	指数		原数値	指数	原数値	指数
東京都	196,269,339	100.0	21,575,363	100.0	100.0	6,638,989	100.0	18,489,165	100.0
神奈川県	82,452,929	42.0	18,097,349	83.9	63.0	5,640,614	85.0	11,443,909	61.9
愛知県	129,645,943	66.1	18,704,063	86.7	76.4	5,185,884	78.1	11,796,930	63.8
大阪府	120,411,457	61.4	18,584,391	86.1	73.8	5,119,441	77.1	13,197,458	71.4
千葉県	74,583,541	38.0	16,910,258	78.4	58.2	5,183,545	78.1	11,156,584	60.3
埼玉県	76,456,021	39.0	17,571,329	81.4	60.2	4,885,278	73.6	11,322,629	61.2
静岡県	76,207,273	38.8	17,462,690	80.9	59.9	5,476,834	82.5	10,652,458	57.6
三重県	60,678,104	30.9	16,713,730	77.5	54.2	4,638,743	69.9	9,238,899	50.0
滋賀県	61,539,334	31.4	15,663,455	72.6	52.0	4,259,480	64.2	8,541,567	46.2
栃木県	81,910,159	41.7	17,497,688	81.1	61.4	4,883,557	73.6	9,722,177	52.6
広島県	98,800,803	50.3	17,138,970	79.4	64.9	4,678,433	70.5	11,576,615	62.6
富山県	72,128,551	36.7	16,603,021	77.0	56.9	4,958,211	74.7	10,225,591	55.3
兵庫県	69,939,431	35.6	16,390,009	76.0	55.8	4,860,473	73.2	10,555,115	57.1
京都府	59,101,431	30.1	17,054,583	79.0	54.6	4,769,344	71.8	9,768,220	52.8
茨城県	75,416,508	38.4	17,029,558	78.9	58.7	4,750,045	71.5	10,276,611	55.6
長野県	73,659,909	37.5	17,386,464	80.6	59.1	5,682,600	85.6	10,751,049	58.1
岡山県	71,694,171	36.5	17,171,220	79.6	58.1	5,187,950	78.1	10,999,654	59.5
群馬県	94,339,623	48.1	16,849,098	78.1	63.1	4,730,389	71.3	9,460,208	51.2
山口県	65,185,959	33.2	15,650,592	72.5	52.9	4,555,462	68.6	8,829,364	47.8
山梨県	58,287,252	29.7	16,837,905	78.0	53.9	4,458,861	67.2	9,098,829	49.2
石川県	80,897,259	41.2	17,569,943	81.4	61.3	4,612,171	69.5	9,301,173	50.3
香川県	88,709,955	45.2	17,354,966	80.4	62.8	4,536,860	68.3	11,362,034	61.5
奈良県	56,451,034	28.8	15,655,231	72.6	50.7	4,206,082	63.4	8,014,344	43.3
福岡県	98,928,839	50.4	16,619,577	77.0	63.7	5,325,706	80.2	11,449,701	61.9
宮城県	104,129,079	53.1	16,395,355	76.0	64.6	5,194,968	78.2	11,529,041	62.4
岐阜県	53,563,470	27.3	16,368,280	75.9	51.6	4,398,078	66.2	8,984,001	48.6
新潟県	68,857,979	35.1	16,755,469	77.7	56.4	5,184,615	78.1	10,777,386	58.3
北海道	92,555,887	47.2	18,224,001	84.5	65.9	5,553,086	83.6	11,424,634	61.8
福島県	60,661,860	30.9	17,031,438	78.9	54.9	4,412,784	66.5	10,440,521	56.5
和歌山県	45,965,081	23.4	14,756,935	68.4	45.9	4,483,375	67.5	8,457,521	45.7
徳島県	56,028,738	28.5	15,515,242	71.9	50.2	4,322,574	65.1	10,207,443	55.2
大分県	55,112,981	28.1	15,565,827	72.1	50.1	4,896,194	73.7	11,126,982	60.2
島根県	49,964,797	25.5	16,290,891	75.5	50.5	4,834,027	72.8	10,185,763	55.1
福島県	65,034,093	33.1	16,139,163	74.8	54.0	4,947,794	74.5	9,969,930	53.9
愛媛県	63,606,209	32.4	15,788,520	73.2	52.8	4,603,263	69.3	9,329,340	50.5
鳥取県	55,727,409	28.4	17,272,866	80.1	54.3	4,874,235	73.4	10,501,688	56.8
佐賀県	59,748,380	30.4	15,150,956	70.2	50.3	4,695,553	70.7	9,776,967	52.9
山形県	59,094,581	30.1	16,118,678	74.7	52.4	4,643,992	70.0	8,951,313	48.4
岩手県	68,398,960	34.8	15,930,341	73.8	54.3	4,802,561	72.3	10,625,815	57.5
高知県	52,579,436	26.8	14,729,483	68.3	47.6	3,902,182	58.8	10,374,905	56.1
熊本県	58,468,059	29.8	15,170,709	70.3	50.1	4,924,016	74.2	11,628,840	62.9
鹿児島県	68,572,875	34.9	15,252,649	70.7	52.8	4,670,605	70.4	10,902,457	59.0
秋田県	63,115,600	32.2	15,677,578	72.7	52.5	4,712,550	71.0	10,009,877	54.1
青森県	60,970,522	31.1	16,257,666	75.4	53.3	4,585,067	69.1	10,558,647	57.1
宮崎県	60,420,285	30.8	15,609,621	72.3	51.6	4,778,637	72.0	9,979,712	54.0
長崎県	55,332,033	28.2	15,549,397	72.1	50.2	4,782,958	72.0	10,193,272	55.1
沖縄県	51,190,894	26.1	13,252,843	61.4	43.8	3,966,892	59.8	7,941,825	43.0

資料出所 ⑩経済産業省「商業統計表」  
⑪総務省「サービス業基本調査」  
⑫総務省「サービス業基本調査」

## 諸指標による都道府県の総合指数

東京	100.0
神奈川	87.7
愛知	86.4
大阪	86.1
千葉	84.6
埼玉	83.0
静岡	82.6
三重	81.8
滋賀	81.6
栃木	81.0
広島	80.4
富山	80.4
兵庫	80.3
京都	80.2
茨城	80.1
長野	80.0
岡山	79.6
群馬	79.3
山梨	79.3
山口	79.2
石川	78.8
香川	78.8
奈良	78.6
福宮	78.4
宮城	77.3
岐阜	77.3
新潟	77.1
北福	77.1
和歌山	76.9
徳島	76.6
大島	76.0
福愛	75.6
鳥取	75.4
佐賀	74.9
山形	74.3
岩手	73.9
高知	73.4
熊手	73.1
鹿本	73.1
秋島	72.4
青森	72.2
宮田	72.1
宮崎	71.8
長官	71.1
沖繩	70.5
	69.7
	69.6
	65.5

## 各都道府県に適用される目安のランク

ランク	都道府県
A	千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	茨城(現行C)、栃木、埼玉、富山、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、香川、福岡
D	青森、岩手、秋田、山形、福島(現行C)、鳥取、島根、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄